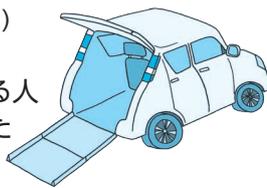


## 障害者手帳などをお持ちの方へ 軽自動車税減免制度

障害者手帳などの交付を受けた人や障がい者用に改造された軽自動車を所有している人は、申請によって、軽自動車税が減免されます。対象の方は、期限内に窓口で申請をしてください。



### 対象者

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人（障がいの程度によって対象外になる場合があります。）
- ・療育手帳A（または重度）の交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ・車いすの昇降装置など、障がい者用に改造された軽自動車の所有者

### 申請に必要なもの

運転免許証、認印、  
車検証、障害者手帳など

### 申請期限

**5月24日(火)**

### 申請窓口

住民課、  
分庁総合窓口課

**問い合わせ先** 住民課 TEL 0859-68-3114

## 人権啓発標語募集

一人ひとりの人権を守り、あらゆる差別をなくすことを目的に、人権啓発標語を募集します。

### 対象者

町内在住者・在勤者  
※小・中学生は学校を通して募集

### 応募方法

標語と氏名・連絡先を明記した「はがき、手紙、ファックス、メール、今号の差し込みチラシ」のいずれかを担当室へ送付または提出

### 応募期限

**6月10日(金)**

※入選作品は、広報や来年の人権カレンダーなどに掲載予定です。

**応募・問い合わせ先** 教育委員会事務局 人権政策室 〒689-4201 伯耆町溝口647番地(分庁舎3階)  
TEL 0859-62-0713 FAX 0859-62-7172  
メール jinkenseisakusitu@houki-town.jp

## 5月31日は世界禁煙デー

5月31日～6月6日は禁煙週間

### 禁煙には、禁煙外来の利用もおすすめ

たばこをやめると健康になり、味覚や嗅覚がよくなるだけでなく、喫煙所を探す時間もたばこ代も浮きます。

しかし、禁煙を決意しても、「口さみしさはどう埋めたらよいのか」、「仕事のイライラの解消法が分からない」などの不安や心配から、あきらめてしまうことがあります。

「禁煙はつらくて苦しいもの」と思っても、医師と一緒に取り組めば、比較的楽に、確実に、しかも費用をあまりかけずに禁煙に取り組みます。

### 世界禁煙デーとは

WHO(世界保健機関)が制定し、タバコのない社会の実現をめざし、世界中で禁煙やタバコと健康に関するキャンペーンが行われます。日本でも1992年(平成4年)から、5月31日の世界禁煙デーから6月6日までの1週間を禁煙週間と定め、禁煙に関する啓発活動が行われています。

詳しくは、鳥取県ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/>)を参考にしてください。

### 問い合わせ先

健康対策課 TEL 0859-68-5536

## し尿くみ取り料金が変わります

令和4年7月1日から、し尿の処理手数料を改定します。

これは、人件費・設備費の高騰等による経費増、し尿汲み取り量の減少が事業者の健全な経営を圧迫する状況となっているため、適正な料金への改正を行うものです。

### 改定前

18リットルにつき 223円



### 改定後 (令和4年7月1日から)

18リットルにつき **261円**

### 問い合わせ先

地域整備課 環境整備室  
TEL 0859-68-5539